

改正

令和2年3月31日規則第59号

世田谷区がん対策推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区がん対策推進条例（平成26年12月世田谷区条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 条例第12条第1項に規定する世田谷区がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 委員会は、会長が招集する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員は、委員会に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、委員会の効率的な運営を図るため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会における会議の経過及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に属する委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、世田谷保健所健康企画課において処理する。

一部改正〔令和2年規則59号〕

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第59号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。